第6次　太子町総合計画
前期基本計画（案）

令和〇年〇月

太子町

＜目次＞

第４章 前期基本計画の体系 ４-1
１ 基本計画の趣旨 ４-1
２ 基本計画の構成 ４-1
３ 前期基本計画の体系とSDGｓとの対応 ４-2
４ 進行管理 ４-4

第５章 分野別計画 5-1
１ 未来を担うこどもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育） 5-1
（１） 子育て支援体制の強化 5-1
① 妊娠期からの母子保健の充実を図ります 5-2
② 子育て家庭の支援を進めます 5-3
③ 全てのこどもたちが尊重されるまちづくりを進めます 5-5
（２） 地域とともに育む学校教育の充実 5-6
① 元気なこどもを育てる学校園づくりを進めます 5-7
② 学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます 5-8
２ 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり（人づくり・コミュニティ） 5-9
（１） 生涯にわたり学べる環境づくり 5-9
① 生涯学習の推進を図ります 5-10
（２） 人と人とが互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり 5-11
① 人権尊重のまちづくりを進めます 5-12
② 男女共同参画社会を進めます 5-13
（３） 住民との協働、地域への愛着心の醸成 5-14
① 住民主体のまちづくりを進めます 5-15
② 歴史・文化の保全と活用を図ります 5-16
３ 全ての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくり（健康・福祉） 5-17
（１） 住民の健康づくりの推進 5-17
① 健康づくり・食育を進めます 5-18
② 地域医療の充実を図ります 5-19
③ 保険制度の充実を図ります 5-20
（２） 地域福祉の充実 5-21
① 地域福祉体制の充実を図ります 5-22
② 高齢者福祉の充実を図ります 5-23
③ 障がい者福祉の充実を図ります 5-25
４ 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり（経済・産業） 5-26
（１） 地域経済を支える産業の振興 5-26
① 都市農業の振興を図ります 5-27
② 商工業の活性化を図ります 5-28
（２） まちの魅力を活かした交流の推進 5-29
① まちの魅力発信を行います 5-30
（３） 就労の支援 5-31
① 就労支援の推進を図ります 5-32
５ 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり（生活環境・生活基盤） 5-33
（１） 地域環境の保全・向上 5-33
① 協働により環境の保全を図ります 5-34
② 資源循環型社会の実現を進めます 5-35
（２） まちの安全性・快適性の向上 5-36

①　安心・安全を確保します 5-38
②　景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます 5-40
③　道路・交通体系の充実を図ります 5-41
④　移住・定住を促進します 5-42
6 持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営） 5-43
（1） 効果的・効率的な行政経営 5-43
①　健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます 5-44
②　広域連携と公民連携による効率的な行政運営を進めます 5-45
③　デジタル技術の活用を進めます 5-46
（2） 人材確保・育成の強化 5-48
①　より質の高い行政サービスを提供できる職員を確保し育成します 5-49

第4章 前期基本計画の体系

1 基本計画の趣旨

基本計画は、総合計画の基本理念である「和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～」を実現するために、基本構想で設定した基本目標やまち空間の考え方を踏まえて、施策を体系的に示し、個別に作成される様々な計画の基本となるものです。

前期基本計画は、基本構想の計画期間である令和８（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間のうち、前半の５年間となる令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までを目標年度とします。

2 基本計画の構成

前期基本計画は、基本構想で設定した基本目標に従い、分野別に整理します。

なお、太子町地方創生総合戦略（太子町デジタル田園都市構想総合戦略）は、前期基本計画に包含するものとし、総合戦略の内容は、前期基本計画の施策として記載します。

■「太子町地方創生総合戦略（太子町デジタル田園都市構想総合戦略）」とは？

国においては、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものとして、令和７（2025）年 12 月 23 日に、まち・ひと・しごと創生法（平成 26（2014）年法律第 136 号。以下「法」という）第８条第６項に基づき、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」を変更し、令和 7（2025）年度を初年度とする５か年の新たな「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」が閣議決定されました。

地方においては、法第９条及び第 10 条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされています。

「太子町地方創生総合戦略（太子町デジタル田園都市構想総合戦略）」は、国の総合戦略及び大阪府が策定した「第３期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和７（2025）年１月）を踏まえ策定するものであり、前期基本計画に包含するものとします。

3 前期基本計画の体系とSDGsとの対応

前期基本計画は、基本構想で設定した基本目標をもとに、以下のような施策で構成します。
また、基本目標ごとの施策により、SDGｓの17のゴールの達成をめざします。

表 4-1　前期基本計画の体系とSDGsとの対応

施策		1	2	3
（1） 子育て支援体制の強化	①妊娠期からの母子保健の充実を図ります			●
	②子育て家庭の支援を進めます			●
	③全てのこどもたちが尊重されるまちづくりを進めます			
（2） 地域とともに育む学校教育の充実	①元気なこどもを育てる学校園づくりを進めます			
	②学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます			
（1） 生涯にわたり学べる環境づくり	①生涯学習の推進を図ります			
（2） 人と人とが互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり	①人権尊重のまちづくりを進めます			
	②男女共同参画社会を進めます			
（3） 住民との協働、地域への愛着心の醸成	①住民主体のまちづくりを進めます			
	②歴史・文化の保全と活用を図ります			
（1） 住民の健康づくりの推進	①健康づくり・食育を進めます			●
	②地域医療の充実を図ります			●
	③保険制度の充実を図ります			●
（2） 地域福祉の充実	①地域福祉体制の充実を図ります	●	●	●
	②高齢者福祉の充実を図ります			●
	③障がい者福祉の充実を図ります			●
（1） 地域経済を支える産業の振興	①都市農業の振興を図ります			
	②商工業の活性化を図ります			
（2） まちの魅力を活かした交流の推進	①まちの魅力発信を行います			
（3） 就労の支援	①就労支援の推進を図ります			
（1） 地域環境の保全・向上	①協働により環境の保全を図ります			
	②資源循環型社会の実現を進めます			
（2） まちの安全性・快適性の向上	①安心・安全を確保します			
	②景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます			
	③道路・交通体系の充実を図ります			
	④移住・定住を促進します			
（1）効果的 ・効率的な行政経営	①健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます			
	②広域連携と公民連携による効率的な行政運営を進めます			
	③デジタル技術の活用を進めます			
（2） 人材確保・育成の強化	①より質の高い行政サービスを提供できる職員を確保し育成します			

SDGs とは？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
●	●												
●													
●													
●													
	●					●						●	
	●					●						●	
													●
●													
				●	●								
				●	●								
				●	●								
				●	●								
		●							●	●	●		
			●						●				
							●						
							●						
							●						
							●						
								●					
								●					●
					●								
								●					

4 進行管理

計画期間中、施策の進行状況を評価し、評価結果をもとに改善を図る、ＰＤＣＡサイクルの仕組みを取り入れます。

ＰＤＣＡサイクルとは、計画を策定し（Plan）、これを実行に移し（Do）、その成果を点検し（Check）、これを踏まえて改善し（Action）、さらに次の計画へとつなげていく（Plan）もので、計画の実施にあたっては、ＰＤＣＡサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

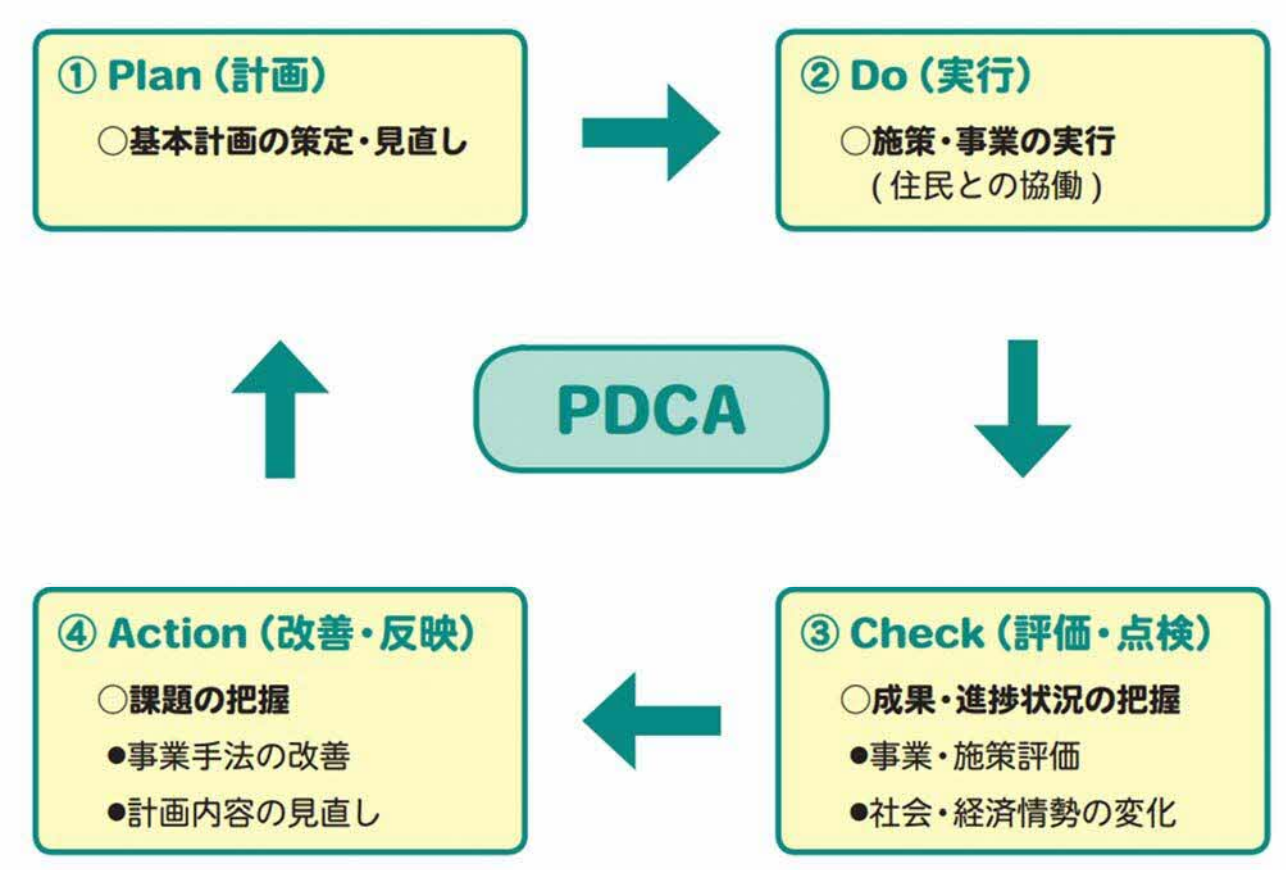

図 4-1　PDCA サイクル

＊図のデザインについては、計画書全体のデザインに合わせて、修正予定。

第5章 分野別計画

1 未来を担うこどもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育）

（1）子育て支援体制の強化

＜現状＞

○各種子育て支援

・妊娠初期からの伴走型支援をはじめ、妊婦や児童の保護者・こどもたちがつながれる地域の子育てネットワークの構築をめざすために「プレママ・パパ教室」や「ファーストベビー講座」、「赤ちゃん会ぷらす」等の各種子育て支援事業を行っています。

○就学に向けたつなぎ

・段階に応じたこどもの発達支援を行うための「発達支援教室」や「すくすく相談」等の就学に向けたつなぎに取り組んでいます。

○経済的支援

・各種助成・給付事業等による経済的支援を行い、妊娠期から顔の見える支援を心がけ、地域全体で子育てを支え、子育て世代が笑顔になれるように取り組んでいます。

＜課題＞

○安心して子育てができる環境の向上

・合計特殊出生率は大幅な改善はありません。また、少子化による子育ての孤立が問題となっています。今後は、様々な家庭が安心して子育てができる環境の整備に取り組む必要があります。そのためにも、地域ぐるみでこどもを見守り育む意識の醸成と、そのためのまちづくりが必要です。

＜方針＞

○各種啓発事業や教育・保育事業の充実

・こどもをまんなかに安心して笑顔で子育てができる地域づくりを推進するためには、こどもの人権を尊重し、妊娠期から 18 歳までのこどもの発育・発達を促すことが重要となることから、各種啓発事業や教育・保育事業の充実を図ります。

○ワンストップ対応

・「太子町こども家庭センター」を核として、ワンストップ対応を進め、子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待予防、地域の子育て支援体制の構築、ひとり親支援、ヤングケアラー対策等様々な家庭のこども・子育て支援の充実を図ります。

○人とつながる機会や居場所の提供

・こどもたちが安心できる、人とつながる機会や居場所を提供していきます。これらの施策の実施にあたっては、地域ぐるみで取り組みを進めます。

①　妊娠期からの母子保健の充実を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○安心してこどもを産み、育てられる環境整備

・妊娠期から出産後、就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備、妊娠期から子育て期における各種教室や相談機会の提供、保護者間の交流の場や機会の創出を通じて、安心してこどもを産み、育てられる環境整備に努めます。

・面談や健診後に医療受診や経過観察が必要な妊婦や乳幼児に対して、フォロー健診等により早期医療につなげます。

・マタニティーブルーや産後うつに対して、多様な形態の産前産後サポート事業や産後ケア事業を整備し、利用しやすいサポートプランの作成に努めます。

・男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアや不妊症・不育症への相談支援を推進します。

・こども医療に関する助成について、今後も継続して支援します。

○地域の子育て支援体制の整備

・妊娠初期から 18 歳までの妊娠・出産・育児・こどもの成長と心身の健康を切れ目なく支援するためのワンストップ対応として、「太子町こども家庭センター」を中心に、身近な相談窓口の連携により子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待の予防に取り組み、地域の子育て支援体制を整えます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
育児教室実施回数	回	145	145 以上
合計特殊出生率	―	1.01	1.37
こども・子育てに関する相談件数（相談体制の充実）	件	810	960

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・健康診査や健康相談を通じて乳幼児の健康に気を配ります。

○事業者・団体

・子育てしやすい環境づくりを進めます。

・こども・子育てに関心のある人材を発掘します。

② 子育て家庭の支援を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○保護者とこどもたちが集える場所の提供

・保護者とこどもたちが気軽に集え、育児相談や子育てサークル等を利用するための施設として、現行の子育て支援の拠点施設（子育て支援センター）の充実と、保護者とこどもたちが集える場所を提供し、こども・子育て家庭の支援を進めます。

・こどもの家庭でも学校でもない第三の居場所づくりに努め、こどもの視点に立った生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもの可能性を引き出す取り組みを進めます。

○就学前の多種多様な保育・教育環境と就学後の放課後の活動の場の提供

・仕事と子育ての両立を図るため、保護者が働きながら安心してこどもを出産し育てることができるように、保育所（園）、幼稚園・認定こども園の延長保育や一時預かり・病児保育、就学児童を対象とした放課後の活動の場（放課後児童会等）の提供に取り組みます。

・全てのこどもの育ちをサポートできるよう乳児等通園支援事業に取り組み、こどもの良質な成育環境の整備に努めます。

○就労支援、働き方の啓発

・ひとり親家庭や子育て休業後の就労支援のために、大阪府子ども家庭センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携を図ります。

・妊娠期に受講する「プレママ・パパ教室」や、「こども子育て支援講座」等において、こどもへの向き合い方や子育て世帯の生活リズムの工夫等、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方の啓発に努めます。

○地域資源を活かした子育て支援

・保護者の病気や仕事等の理由で養育が困難な場合においても、こどもの尊厳を守りこどもたちが安心して生活できるように、地域こども・子育て支援事業の充実を図ります。

・子育てを保護者だけが担うのではなく、地域や子育てボランティア、地域団体、子育て関連の事業所等が、こどもをまんなかにしてつながり支え合うことで、保護者と一緒にこどもを育む支援の輪をつくります。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
こどもの居場所	箇所	0	2
放課後児童会待機児童数	人	0	0
こども・子育て支援講座等参加者数	人	156	200
子育てボランティア人数	人	12	45

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・必要に応じて保育・こども・子育て支援事業サービスを利用します。

・こどもを見守る居場所や地域づくりに参加します。

○事業者・団体

・雇用者の子育て支援に取り組みます。

・こどもの居場所や見守る地域づくりを応援します。

・地域こども・子育て支援事業を提供します。

・こども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得し支援します。

③　全てのこどもたちが尊重されるまちづくりを進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○関係機関の連携

・全てのこどもたちの健やかな成長を支援するために、こどもの意見を尊重し、家庭環境やこどもの特性に合わせて、「太子町こども家庭センター」が中心となり関係機関が連携します。

・要支援児童や支援が必要な保護者に気づき、サポートプランの作成によって、関係機関が連携し、妊娠期から 18 歳まで切れ目なく相談支援を実施します。

○インクルージョンの推進

・障がい児支援や医療的ケアの必要なこどもや生きづらさを持っているこどもがその家族とともに、また一人でも地域社会の一員として自立できるよう「自分らしく生きる力」を高める支援、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実し、地域全体のインクルージョンの推進を図ります。

○こどもの権利を守る取り組み

・人権と権利擁護の推進として、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の防止や要保護児童の支援体制の強化に加え、早期につながり・支援できる視点をもって関係機関と連携し、虐待や自殺予防等こどもの権利を守る取り組みを総合的に進めます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
サポートプラン数	件	18	180
発達相談・支援の利用人数	人	317	350

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・こどもの声に耳を傾けます。

・児童虐待に気づいたときは「189」（児童相談所虐待対応ダイヤル）に連絡します。

・悩みや不安等を抱える保護者や支援が必要な家庭への理解を深め、支え合う関係づくりに努めます。

・ひとり親家庭の保護者は、ひとり親家庭の当事者グループに、支援情報の収集やつながる機会として参加します。

○事業者・団体

・障がい児や医療的ケア児、また生きづらさを抱えるこどもやその保護者に対する配慮を心がけます（インクルージョン）。

・子育てボランティアを募ります。

（2）地域とともに育む学校教育の充実

＜現状＞

○幼小中一貫教育

・令和 4（2022）年度より、幼小中一貫教育を推進しています。義務教育 9 年間に幼児教育の 3 年間を加えた、12 年間を通じた「学びの連続性」と「系統性」を強化する取り組みを、「こどもを主語に」という理念のもと、めざすこども像に向け、非認知能力の向上を手段として推進しています。

○地域の教育活動支援

・社会教育関係団体や地域ボランティア団体による地域での教育活動を支援し、こどもの健やかな成長に貢献する活動を行っています。

＜課題＞

○「Well-being（幸福）」と「Agency（主体性）」を高める環境整備

・不登校児童・生徒数の増加、問題行動、いじめ問題といった学校だけでは解決できない教育課題もあり、「非認知能力」をキーワードに、学校、地域、家庭が一体となって、こどもたちの「Well-being（幸福）」と「Agency（主体性）」を高める環境を整えていく必要があります。

○非認知能力の育成・促進

・地域社会における非認知能力の育成・促進を各世代が協力しながら共に学び、成長できる環境づくりに取り組む必要があります。

○施設の老朽化対策や施設・設備の更新

・安全で快適な学校環境整備のため、施設の老朽化対策や施設・設備の更新も重要な課題となっています。

○地域と一体となった教育の推進

・学校だけでなく、学校と家庭、地域が一体となり青少年の育成を進める必要があります。

＜方針＞

○安心して学校生活を送るための環境づくり

・こどもたちが、自己実現に向けて学びの意欲を持ち、豊かな人間形成が可能となるように学校教育の充実を図るとともに、安心して学校生活を送れるように、就学への支援事業や給食の充実を図るほか、教育施設の老朽化対策と生活様式の変化に対応した設備の更新を行います。

○地域ぐるみでの見守り活動の実施、「ふるさと学習」の推進

・安全な学校生活を送れるように、家庭や地域、学校が一体となった地域ぐるみでの見守り活動に取り組みます。

・学校、家庭、地域が一つになり、営農体験等の体験活動や地域活動等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと学習」を推進します。

①　元気なこどもを育てる学校園づくりを進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○非認知能力の育成・促進

・こどもの非認知能力を育む環境を整えるための研修会や保護者セミナーを開催し、町全体で学校・家庭・地域が協力する取り組みを進めていきます。

○コミュニケーション能力の育成、ICT活用教育の更なる充実

・町の未来を担うこどもたちを育てるため、英語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成や、情報活用能力を高めるためのＩＣＴ活用教育の更なる充実に努めます。

○不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止・解決

・こどもたちが安心して学校生活を送れるように、総合学校支援事業を通じて、不登校やいじめ、暴力行為等の課題に対する未然防止や早期の解決に取り組みます。

○地産地消の推進

・学校給食では、大阪府内産（特に太子町産）の果樹（ブドウ・ミカン）、野菜、加工品を食材として積極的に使用し、地産地消に努め、食を通じた地域の理解を深めます。

○学校施設の整備

・安全で快適な学校づくりのために、学校施設の整備を進めていきます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
英検合格者率	%	中学１年：５級 79.8 中学２年：４級 65.2 中学３年：３級 46.8	中学１年：５級 87.0 中学２年：４級 67.0 中学３年：３級 50.0
「学校に行くのは楽しい」と思う児童・生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	%	小学校：67.4 中学校：53.8	小学校：75 中学校：60
「わからないことや詳しく知りたいことがあった時に自分で学び方を考え工夫できている」と思う児童・生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	%	小学校：33.7 中学校：27.5	小学校：40 中学校：35
学校給食における地元食材活用割合	%	52	60
トイレ洋式化率	%	83.3	95
体育館空調設置率	%	0	100
照明 LED 化率	%	20	100

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・非認知能力を共通の合言葉として、「太子町のこどもたちは太子町全体で育てる」という視点に立ち、学校園や行政とともに、教育環境の充実に向け、理解し協力します。

○事業者・団体

・教育環境の整備を進めるとともに、安全・快適な学校づくりの充実に努めます。

② 学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○地域での見守り体制の充実

・幼児・児童・生徒が学校内外で安心して生活できるように、学校安全ボランティア（見守り隊）と連携し安全の確保を行い、地域での見守り体制の充実を図ります。

○学校と家庭、地域社会が連携した青少年の育成

・学校と家庭、地域社会がさらに連携し、青少年の健全育成のための望ましい環境づくりを推進します。仲間づくりや社会参加を促し、心豊かな青少年の育成を図ります。

○ふるさと学習の推進

・町の豊かな自然や、聖徳太子御廟をはじめとする古墳群や竹内街道等を含む歴史・文化、農業等の産業、まちづくり等、体験や地域活動を通じた学習機会を提供し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
学校安全ボランティア活動人数（見守り隊）	人	18	25
部活動を地域連携している学校数	校	1	1
ふるさと学習会を実施している学校数	校	3	3

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・学校と連携し、家庭で学習しやすい環境づくりに取り組みます。

・地域での見守り活動に参加します。

○事業者・団体

・地域での見守り体制の充実に努めます。

2 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり（人づくり・コミュニティ）

（1）生涯にわたり学べる環境づくり

＜現状＞

○住民の生涯学習等に対する意識

・「生涯学習に関するアンケート調査」（令和４（2022）年１月～２月に実施）によると、健康、スポーツ、趣味的なもの、教養的なもの、職業において必要な知識・技能を「生涯学習」として捉えている人が多くいました。

○生涯学習施設等の利用状況

・スポーツ施設の利用状況は横ばいで、生涯学習センターや図書館の利用は、旧施設（公民館、図書室）に比べて増加しています。

＜課題＞

○多様化する住民の学習ニーズへの対応

・「人生 100 年時代」を迎え、人々の価値観やライフスタイルの変化により多様化する住民の学習ニーズに対応する必要があります。また、こどもから高齢者まで全ての住民が生涯を通して学習できる環境づくりが求められています。

○スポーツやレクリエーション活動へのきっかけづくり

・スポーツやレクリエーション活動に無関心な人へ運動を行うきっかけづくり、あるいは運動を続ける動機づけになる取り組みが求められています。

○青少年育成のための環境づくり

・青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進める必要があります。

○高齢者の参加促進

・今後の高齢化の進展を踏まえ、社会の中での高齢者の役割づくりとして、趣味を活かした活動や地域行事への参加を促す支援が必要です。

○図書館の魅力向上

・より魅力ある図書館とするため、蔵書の充実を図るとともに、地域コミュニティの場を提供できる事業の継続が必要です。

○社会教育関係団体への支援

・社会教育関係団体の担い手不足や高齢化により、継続した活動が困難となっている現状に加え、団体役員の負担も大きいことから、各種事業の安定的な運営が課題となっています。今後、若年層や新しい参加者を確保するために、活動の魅力向上と情報発信の強化が求められています。

＜方針＞

○世代や立場を超えた交流の促進

・住民が主体的に学び、活動できるような学習機会を提供するとともに、文化、スポーツの振興や社会教育関係団体への支援を通じて、世代や立場を超えた交流の促進を図ります。

①　生涯学習の推進を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○多様な学習機会の提供

・住民が主体的に参加できる各種教室を開催し、ふるさと学習をはじめ多様な学習機会の提供を行います。

・学んだことをより多くの人と共有することを目的として、成果を発表できる機会の充実に努めます。

○こどもの読書活動の推進

・学校図書室と連携し、こどもの読書活動を推進します。

○スポーツ大会等の開催や総合スポーツ公園の運営

・スポーツ大会やスポーツ教室等の開催、総合スポーツ公園の運営を通じて、住民の健康の増進と交流を推進し、生涯スポーツの振興を図ります。

○地域や社会教育関係団体との連携

・スポーツを通して人と人とのつながりを拡げるために、地域や社会教育関係団体との連携に努めます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
生涯学習センター年間利用者数	万人	3.3	4.0
図書館年間利用者数	万人	1.6	1.9
総合スポーツ公園年間利用者数	万人	10.2	12.2
社会教育関係団体（地域婦人会、青少年指導員会等）人数	人	151	151

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・住民一人ひとりが主体的に学び、地域とともに成長していけるよう、学校園や行政・地域団体と連携し、生涯にわたる学びの推進に協力します。

・図書館や生涯学習センターを積極的に利用します。

・主体的に学ぶ意識を持ち、学んだ知識や経験を地域づくりに活かします。

・行政や社会教育関係団体が実施する様々な事業に参加し、地域の交流に努めます。

○事業者・団体

・文化団体は、団体相互の連携・協調を図り、住民文化の向上に努めるとともに、町主催の各種教室等の講座への協力をします。

・スポーツ団体は、団体相互の連携・協調を図り、スポーツへの取り組みを通じて、競技力の向上と生涯スポーツの普及に努めるとともに、町のスポーツイベント等の振興事業への各種協力をします。

（2）人と人とが互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり

＜現状＞

○全ての住民が等しく人権が尊重される社会

・個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。偏見や差別のない社会の実現へ向けて、町では、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるよう人権教育・人権啓発を推進するとともに、人権の視点から相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう相談体制の充実を図るなど、全ての住民の人権が等しく尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

○誰もがまちづくりに参画する社会

・少子・高齢化や人口減少、ライフスタイル・価値観の多様化など、急速な社会の変化に対応していくため、住民の誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合い、まちづくりに参画する太子町をめざし、取り組みを進めています。

＜課題＞

○全ての人がその立場を認め合い、相手を受け入れるまちづくり

・全ての人が人権は自分の権利だけでないことを理解するとともに、他者の人権にも配慮することができ、また、互いにその立場を認め合い、相手を受け入れることができる共生社会の構築が重要です。

○全ての人が自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現

・全ての人が性別にかかわらず、互いに尊重し合い、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現のため、家庭、教育、就労等の様々な場面において固定的な性別役割分担意識が解消される必要があります。

・全ての人があらゆる暴力・ハラスメントを受けることなく、安心して暮らすことのできる社会を構築するとともに、性の多様性を尊重し、差別されることのない社会づくりに取り組むことが重要です。

＜方針＞

○全ての住民が互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生するまちづくり

・「太子町人権尊重のまちづくり条例」及び「第２次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」に基づき、性別や国籍、社会的身分等にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その生存と自由が保障されるまち、自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまち、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします。

○誰もが互いに尊重し合い参画するまちづくり

・「太子町男女共同参画推進条例」及び「第２次太子町男女共同参画推進計画改訂版」に基づき、住民の誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組み、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画するまちをめざします。

①　人権尊重のまちづくりを進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○人権教育、人権啓発の推進

・学校、家庭、地域などあらゆる場を通して人権教育、人権啓発を行い、住民や事業者、関係団体などと連携しながら、多様な人権問題の解決に向けた啓発活動を展開し、人権に関する理解を深める機会の提供を推進します。

○人権情報の収集と提供機能の充実

・人権問題は多様化・複雑化・複合化しており、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

○相談支援体制の充実

・多様化・複雑化・複合化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権の視点から住民の相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

○人権行政の推進

・全ての行政分野のあらゆる職務にわたって、住民の立場に立った人権行政を遂行し、新たに生じてくる人権問題などの課題に対して、迅速かつ適切に対応します。

○住民などの主体的活動の支援

・住民の交流・相互理解のための活動を支援するとともに、ＮＰＯ法人・事業者が職場等で人権教育・啓発を充実させ、人権文化を創造するための支援・連携の強化を図ります。

○協働の取り組みとネットワークの推進

・人権尊重、人権問題の解決のため、住民・各団体・事業者と行政とが対等な立場で互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
人権啓発活動の実施回数	回	12	継続実施
人権啓発事業への参加者数	人	886	900
人権相談会の定期開催	回	12	継続実施
人権に関する職員研修の実施	回	19	20
相談員向けの研修への参加	回	26	継続実施

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めます。

・自らが意欲を持ち、人権啓発活動やイベントに積極的に参加し、人権意識の確立と高揚に努めます。

○事業者・団体

・人権研修等を実施します。

② 男女共同参画社会を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○男女共同参画の実現に向けた意識づくり

・男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組みます。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消や、育児・介護等をしながら働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

○男女共同参画によるまちづくり

・審議会委員等への女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用等を通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

○誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備

・人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人たちを地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

○あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

・あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、被害者に対する継続的な相談体制と保護体制の整備に努めます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
審議会等の女性委員の割合	%	28.7	50.0
女性相談支援員の設置	人	1	設置（１人以上）
困難女性支援事業における相談ケース数（累計）	件	6	25

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・男女平等に対する人権意識の確立と高揚に努めます。

・誰もが社会の対等な構成員であるという意識を持ちます。

○事業者・団体

・雇用機会の均等や男女差の是正等、女性の就労条件の向上に努めるなど、女性の自立と能力発揮の場を拡大します。

・男性の家事・育児・介護への参加を促します。

（3）住民との協働、地域への愛着心の醸成

＜現状＞

○昔ながらの地域コミュニティ

・住民同士が互いに支え合う地域コミュニティが残されており、人とのふれあいを育む地元密着型の行事が行われています。

○様々な地域活動団体の活動

・48 の町会・自治会が組織され、レクリエーション活動や自主防災活動等を通じて、地域の交流を図っています。また、様々な地域活動団体が存在し、それぞれが地域課題の解決に取り組んでいます。

○歴史・文化資源の保存と活用

・叡福寺、二子塚古墳等、数多くの指定文化財があり、また、文化財指定がされていないものの貴重な歴史・文化資源があります。これらの歴史・文化資源は、文化財保護法等により適切に保全するとともに、住民への歴史・文化資源に対する意識啓発、地域への愛着心の醸成、対外的な町の PR 等に資するよう積極的な活用を図っています。

＜課題＞

○地域のコミュニティ活動に対する支援

・住民の町会・自治会離れや高齢化による後継者不足が進み、「地域のことは住民が決める」を考えの基本とした、地域の課題に対して住民自らが解決するための、地域のコミュニティ活動に対する支援を図る必要があります。

○協働によるまちづくりを推進するための具体的な対策

・地域の協力体制をさらに強化し、住民や町会・自治会の持続可能で活力ある協働のまちづくりが必要とされています。今後、協働によるまちづくりを進めるには、行政情報の公開を進めるとともに、積極的な地域課題の共有や議論、また住民等からの要望や問い合わせにも迅速に対応することが重要です。

○地域文化に対する愛着心の醸成

・地域の文化財についての保存や活用を行うことで、住民の、地域文化に対する愛着心の醸成を図る必要があります。

＜方針＞

○町会・自治会等の活動に対する支援

・地域での互いの支え合いや地域の課題を解決する活動を行う町会・自治会等の活動に対する支援を図ります。

○多様なステークホルダーと連携

・協働によるまちづくりを推進するため、町会・自治会、ボランティア団体等多様なステークホルダーと連携し、地域のニーズを反映した持続可能な地域社会の実現をめざします。

○歴史・文化資源の保存と活用

・地域に住むことの誇りにつながる、歴史・文化資源についての保存や活用を図ります。

①　住民主体のまちづくりを進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○町会・自治会への加入促進

・コミュニティ活動に対する住民の意識啓発と理解を深めるとともに、町会・自治会への加入促進を図ります。また、町会・自治会の活動を支援します。

○地域活動団体への相談・支援等

・地域の課題に取り組む団体等の活動に対する相談・支援等を行います。

・様々なまちづくり活動の情報を発信し、地域活動団体同士が連携する機会の充実を図るなど、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。

○まちづくりの担い手の発掘・育成

・生涯学習施設利用者の活動支援や、まちづくりの担い手を支援する取り組みや各種セミナーの開催等を継続的に行い、新たな担い手を発掘・育成することで、多くの住民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

○まちの将来課題の共有

・住民の声を直接行政に反映させるため、タウンミーティングを開催し、人口推計や公共施設等の老朽化等、まちの将来課題を共有し、住民との協働によるまちづくりを推進します。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
町会・自治会加入率	％	46	50
ボランティア団体数	団体	30	現状維持
タウンミーティング参加者数	人	14	30

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・まちづくりの主役として行政への関心を持ち、社会参加や生きがいの場として、ボランティア団体、ＮＰＯ法人及び町会・自治会等の地域の活動に積極的に参加します。

・タウンミーティングへの参加やアンケート回答等により、行政運営やまちづくりに寄与する意見や提言を示します。

○事業者・団体

・住民、民間事業者等の多様なステークホルダーの専門性やノウハウの活用による共創と新たな価値の創出につなげ、地域課題の解決に取り組みます。

・町政に関心を持ち、地域コミュニティ等の活動に協力します。

② 歴史・文化の保全と活用を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○歴史・文化資源の保全と地域への愛着心向上等への活用

・町に存在する数多くの歴史・文化資源の保全を図るとともに、これら資源の調査・整理・研究に取り組み、その活用方法についても検討し、歴史学習や地域振興の拠点として歴史講座開催に対する支援を行うなど、地域への愛着心向上等の活用を図ります。

・国指定史跡二子塚古墳を適切に管理し、魅力を発信するために史跡整備を行い、史跡公園の供用開始をめざします。

○観光や産業分野との連携を図った観光資源の情報発信や活用

・観光や産業分野との連携を図り、観光資源の情報発信や活用を行い、伝統的な文化や風土を活かした特色あるまちづくりを推進します。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和５（2023）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
竹内街道歴史資料館利用者数	人	3,137※	3,500
大道旧山本家住宅利用者数	人	1,033※	1,100

※令和 6（2024）年度は、大規模改修により、長期間休館となっていたため、令和 5（2023）年度の実績値としています。

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・歴史・文化資源を利用し、町の歴史・文化を体験します。

・歴史・文化資源の調査・研究を行い、その価値を高めます。

・歴史・文化資源を地域の誇りとして、まちづくりに活用します。

○事業者・団体

・竹内街道歴史資料館友の会やボランティア団体等は、歴史講座や見学会、展示会等の企画・運営に協力し、歴史・文化資源の理解を深める機会を創出することに努めます。

・各種団体は、竹内街道歴史資料館や町内の旧家資料等未調査・未発見の歴史・文化資源の調査に協力し、文化財保全の仕組みづくりに努めます。

・各種団体は、歴史・文化資源の整備・活用に向けた検討に協力し、自ら活動することに努めます。

3 全ての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくり（健康・福祉）

（1）住民の健康づくりの推進

＜現状＞

○高齢者の増加、現役世代の減少

・団塊ジュニア世代が 65 歳以上を迎える令和 22（2040）年には、人口の 43.9%が高齢者となることに加え、人口減少に伴い、現役世代（担い手）が急減することが予測されています。

○保健・医療に関する住民の関心の高まり

・生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方等、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、新興感染症への対応も求められます。

○予防・健康づくりの支援

・町では、これまで予防・健康づくりの推進に幅広く取り組み、健康マイレージ事業等を通じ健康への関心を高めるとともに、診査、教育・相談・訪問や予防接種等の事業により、総合的にきめ細やかな予防・健康づくりの支援を実施しています。

○国民健康保険の運営体制の改定

・国民健康保険は、被用者保険の適用拡大や少子・高齢化の進展による影響を受け、被保険者数は減少傾向が続いています。今後、更なる高齢化により医療費の増加が見込まれる中、安定化を図るため、平成 30（2018）年４月から都道府県が市町村とともに運営を担うこととなりました。大阪府では平成 30 年度から取り組みを進め、令和６（2024）年度から保険料水準の統一が行われています。

＜課題＞

○予防・健康づくりに取り組みやすい環境づくり

・これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、地域と行政が一体となった予防・健康づくりに取り組みやすい環境づくりが必要です。

○周辺市町村との広域的な医療連携

・高齢化に伴い在宅医療や緩和医療の充実が求められるとともに、町の医療体制の充実を図るためには、周辺市町村との広域的な医療連携も必要になります。

＜方針＞

○予防・健康づくりの推進

・住民の予防・健康づくりへの関心を高めるとともに、予防・健康づくりや食育を推進します。

○周辺市町村と連携した地域医療や保健制度の充実

・周辺市町村と連携した地域医療や保健制度を充実し、健康で笑顔あふれるまちづくりを推進します。

○健康づくり自主組織活動の支援や育成

・保健センターが住民にとっての健康拠点として誰にでも利用しやすいように住民との接点をつくり、健康づくり自主組織活動の支援や育成を行います。

① 健康づくり・食育を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○予防・健康づくりの基本となる取り組み

・各種健康診査の実施や、予防接種への助成、健康に関する相談や教育等、住民の予防・健康づくりの基本となる取り組みを、地域の医療機関や医師会等と連携して実施します。

○健康増進のための啓発及び社会環境の整備

・住民の予防・健康づくりをさらに進めるために、身近な自然を活かした心身の健康増進のための啓発活動や社会環境の整備を実施します。

○健康マイレージ事業（たいしくんスマイル）の推進

・予防・健康づくりに取り組むことで、スマイル（ポイント）を獲得し、応募すると健康関連グッズや地域の特産品等が抽選で当たる健康マイレージ事業（たいしくんスマイル）を推進し、住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ように、健康意識の更なる向上を図ります。

・様々な機関や各種イベントとの連携を図りながら、より一層、住民が参加しやすい取り組みを進めます。

○子育て支援を通じた大人の意識改善

・小中学校における食・生活リズムの乱れが指摘されることから、子育て支援を通じた大人への意識改善、家族・家庭の健康づくりを支援します。

○予防・健康づくりと食育の総合的かつ計画的な推進

・太子町健康づくり推進条例に基づき、更なる健康づくりへの取り組み体制の強化を図りながら、予防・健康づくりと食育を総合的かつ計画的に推進していきます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
がん検診受診率	%	16.9	50.0
MR2 期予防接種率	%	84.1	90.0
健康に関する講習会開催数	回	78	85
生活習慣を改善する意欲のある人の割合	%	20.2	現状よりも増加
健康マイレージ参加者数	人	1,078	1,200
30分以上の軽く汗をかく運動を週 2 回以上、１年以上実施している人の割合	%	45.3	現状よりも増加

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・予防・健康の大切さを認識し、積極的に予防・健康づくりに取り組みます。

・自らが進んで健（検）診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

○事業者・団体

・事業主や医療保険者ごとでの健康診査を実施するとともに、健康に関する情報提供や啓発に取り組みます。

② 地域医療の充実を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○地域医療の充実

・かかりつけ医・歯科医の定着をさらに進め、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう医療機関との連携を図りながら地域医療の充実に努めます。

○関係機関との連携

・二次医療圏内の医療機関や近隣市町村等の協力・連携のもと、多様な医療サービスが受けられる環境整備に取り組むとともに、休日診療・小児急病診療等の緊急医療体制の充実に取り組みます。

○保健指導へつなげる仕組みの構築

・健康診査を受診後、将来に生活習慣病を発症する可能性の高い「生活習慣病予備群」、様々な疾病につながる可能性の高い「フレイル状態」を対象に、医療機関を通じて「イエローカード（警告書）」を渡してもらうことで、保健指導へつなげてもらう仕組みをつくります。

○生活習慣病を発症している人への保健指導

・生活習慣病を発症している人への重症化予防対策として、確実な医療機関への受診勧奨や、保健指導を行います。

○受診後も治療が中断しないための疾病管理

・疾病管理が必要な人に対しては、リーフレットや医療機関への紹介状を同封、あるいは医療専門職による面接で受診勧奨を行い、受診後も治療が中断しないよう疾病管理を行います。

○感染予防・感染拡大防止対策の実施

・新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、新興感染症発生・まん延時に対応した感染予防・感染拡大防止対策に取り組みます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
保健指導回数	回	44	50
がん検診精検受診率	%	92.6	100.0
１人当たりの医療費 （国民健康保険被保険者）	円	434,218	434,218 以下

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・日ごろから健康管理に努めます。

・一人ひとりがかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。

・住民自らが進んで健（検）診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

○事業者・団体

・地域の医療機関は、様々な病床機能を有する病院等との連携に努めます。

③　保険制度の充実を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○保健事業の充実

・持続可能で安定的な国民健康保険制度の運営をめざし、引き続き国や大阪府に対して働きかけ、さらに、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上、被保険者の健康保持・増進を図る保健事業の充実に取り組みます。

○「データヘルス計画」に基づく事業の展開、実施及び評価

・医療費の適正化を図るために、レセプト等の電子化で得られた健康や医療に関する情報を有効に活用するとともに課題の分析を行い、ＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画「データヘルス計画」に基づく事業の展開、実施及び評価を行います。

○重症化予防の対策

・医療費が高額となる循環器疾患と内分泌疾患の重症化予防としては、その基礎疾患である高血圧症や脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進めます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
特定健康診査受診率 （国民健康保険被保険者）	%	38.7	60.0
特定保健指導実施率 （国民健康保険被保険者）	%	52.5	60.0
後期高齢者医療健康診査受診率	%	29.8	26.9※
後期高齢者医療歯科健康診査受診率	%	8.7	16.7※

※目標値は、令和 11（2029）年度の大阪府全体の目標値です。

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民、事業者・団体

・健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。

・特定健康診査・特定保健指導等の保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組みます。

（2）地域福祉の充実

＜現状＞

○少子･高齢化等の進行

・少子・高齢化が進行するとともに、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。また、若年層・壮年層の就労形態が変化し、ライフスタイルも多様化しています。

○障がい種別ごとの手帳所持者数の変化

・身体障がい者手帳所持者は減少傾向で推移していますが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

○家族構成と地域交流の変化

・近年、ひとり親家庭（父子・母子世帯）は増加で推移しています。また、若年層ほど普段から近所や地域との付き合いをしている人の割合が低い傾向にあります。

＜課題＞

○共助や公助による福祉サービスやセーフティネットの整備

・地域住民の助け合い（共助）と行政による支援（公助）を組み合わせ、誰もが安心して暮らせる福祉サービスやセーフティネットを整備していく必要があります。

○互助に基づく地域や近所での住民活動の促進

・少子・高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化により、地域や近所での住民同士の支え合い（互助）を担う人材が減少しています。地域包括ケアの推進や孤立防止の観点からも、住民主体の活動を促進し、世代や属性を超えたつながりを再構築していく必要があります。

○複合化･多様化する生活課題への相談支援体制の充実

・少子・高齢化や家族形態の変化、地域とのつながりの希薄化等により、生活課題が複雑かつ多様化しています。こうした課題に対応するためには、関係機関が連携し世代や属性を問わず相談を受け止める支援体制の充実が必要です。

○新たな人材の育成

・少子・高齢化や人口減少が進行する中、地域社会を支える人材の確保と育成が喫緊の課題となっています。今後は、地域課題の解決に主体的に関わる人材を発掘・育成するとともに、学びと実践の機会を提供し、世代や分野を超えて活躍できる仕組みの構築が必要です。

＜方針＞

○福祉意識の向上と地域コミュニティの活性化

・福祉への意識を高め、互助に基づく地域での住民活動を促進するため、地域コミュニティの活性化を図ります。地域住民が主体となって行う活動を支援するために、地域活動の場を提供し、住民同士の交流を図り、地域とのつながりを深める機会を増やします。

○相談体制の更なる充実

・地域内での情報共有を促進し、住民が気軽に相談できる環境を整えます。また、多様なニーズに応じた支援を行えるよう、相談体制の更なる充実に取り組みます。

①　地域福祉体制の充実を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○福祉資源やサービスに関する情報の提供、福祉意識の啓発

・住民が適切なサービスにアクセスできるよう、広報紙及びホームページ等を活用し地域の福祉資源やサービスに関する情報の提供や福祉意識の啓発に取り組みます。

○援護を必要とする世帯（生活困窮世帯を含む）の把握と相談体制の充実

・社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の福祉団体等とコミュニティーソーシャルワーカーが連携を密に行い、生活困窮世帯を含む援護を必要とする世帯の的確な把握と相談体制の充実を図ります。

○社会参加促進と地域交流の活性化

・地域でのつながりを深め、孤立を防ぐための交流の場を拡充します。高齢者交流サロン等の活動を活性化させ、多様な世代との交流を促進することで、地域福祉の向上を図ります。

○地域福祉の更なる充実

・虐待防止や権利擁護、自殺防止に関する相談、平常時の見守り登録台帳・避難行動要支援者名簿の整備等、地域福祉の更なる充実を図ります。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	人	1	3
世代間交流活動参加者数	人	1,101	1,500
SASAE 愛太子開催回数	回	3	6
総合福祉センター利用者数	万人	1.2	1.8
自殺者数	人	1	0

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・日常の近所付き合いや見守り活動を通して、支援が必要な人の状況を把握し、必要な支援につなげます。

・地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域での活動を積極的に行います。

○事業者・団体

・福祉関係事業者や各種団体は、地域住民のニーズに応じたサービスの提供や支援を行います。

・住民や団体・事業者間で情報を共有し、ネットワークを構築することで、互いのニーズを把握し、協力関係を築きます。

② 高齢者福祉の充実を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○地域包括ケアシステムの深化・推進

・高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくりや自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み、生活支援体制整備や在宅医療・介護連携、介護を支える人的基盤等の強化等、地域包括ケアシステムの深化に取り組みます。

○高齢者の認知症への取り組みと権利擁護の推進

・高齢者の尊厳や権利が守られるよう、「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえて、当事者やその家族に対する支援・社会参加支援体制の充実を図り、認知症の早期発見や権利擁護に関する取り組みを推進します。

○高齢者が安心・安全に暮らせる体制の整備

・地域における高齢者の見守り体制や生活困窮者への支援、住まいの確保、外出支援等の充実を図ります。また、災害時の支援体制の整備や感染症対策等、安心・安全に暮らせる体制の整備を推進します。

○介護サービスの適切な普及と質の向上

・高齢者が要介護状態になっても自分の意志で自分らしく生活を送れるよう、高齢者の介護サービスのニーズの把握に努め、安心して必要なサービスを利用できるよう、介護給付の適正化を図り、介護サービス基盤の計画的な整備に努めます。

○高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

・高齢者が生きがいを持って暮らせる地域をめざし、居場所づくり、生涯学習、世代間交流の促進やボランティア活動への支援等、高齢者が社会参加しやすい環境の整備に努めます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
健康寿命	歳	男性:80.7 女性:85.0 （令和４年）	現状よりも増加 （男女とも）
介護予防普及事業の参加者数	人	608	740
要支援・要介護者認定率	%	18.3	21.0
認知症サポーター養成講座受講者数(平成 18 年度からの累積数)	人	2,680	3,000
通いの場への参加率	%	11.4	15
安心太子見守りネットワーク事業登録者数	人	74	100
元気ぐんぐんトレーニング活動支援のグループ数	グループ	24	27
高齢者交流サロン数	グループ	11	13

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・行政と連携し、見守り活動や援助活動を行い、高齢者の自立生活を支援します。

・地域の行事やイベントに参加し、人との交流を積極的に行います。

○事業者・団体

・高齢者が長年培ってきた知識や経験を活用して社会参加できるよう、生きがいづくりの場の提供に努めます。

③　障がい者福祉の充実を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○障がいや障がいのある人への理解を促進する広報・啓発

・障がいや障がいのある人への理解を促進する情報や活動について、広報・啓発に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の構築に努めます。

○障がいのある人が相談しやすい体制整備

・障がいのある人の多様なニーズに対応するため、地域自立支援協議会や保健・医療・福祉の関係機関との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援の充実等、障がいのある人が相談しやすい体制の充実を図ります。

○障がいのある人と地域住民との交流の促進

・障がいのある人と地域住民との交流の場、レクリエーション活動の充実・拡大を図るとともに、各種イベントの開催により、障がいのある人と地域住民との交流を促進します。

○成年後見制度の利用促進

・障がい者の高齢化や親亡き後の課題に対応するため、成年後見制度の周知をはじめ、権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

○バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりの推進

・障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすいよう施設整備を進め、バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
障がいや障がいのある人への理解を促進する情報・活動の情報発信数（広報等）	件	34	40
相談支援事業所における相談支援の述べ人数	人	1,813	2,000
成年後見制度利用支援件数	件	0	5

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・障がいへの理解を深め、共に支え合うという意識を持ち、共生社会の実現に努めます。

○事業者・団体

・障がい者雇用についての理解を深め、就労機会の拡充に努めます。

4 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり（経済・産業）

（1）地域経済を支える産業の振興

＜現状＞

○農家戸数や耕地面積の減少、耕作放棄地の増加

・農業では農家戸数や耕地面積の減少、農家の高齢化とともに、耕作放棄地も増えています。

○製造品出荷額の漸減、年間商品販売額の増加

・製造品出荷額は平成 26（2014）年以降、漸減傾向にあります。年間商品販売額は、平成 30（2018）年の大型商業施設の開業により大きく増加しています。

＜課題＞

○農業の担い手の育成、耕作放棄地の解決

・農業の衰退は、新鮮で安全な農産物が減少するだけでなく、土地の荒廃等も招きます。そのため農業の担い手を育成するとともに、耕作放棄地の解決に向けた取り組みの実施が緊急の課題となっています。

○商工業の活性化

・地域の振興には商工業の活性化が不可欠であり、行政と地域との連携が重要となります。特に、商工業者の次世代リーダー育成と若い力による活力増強への期待は大きく、商業については消費者の要望を把握した商業機能の充実を、また、工業については既存企業の強化を図るとともに企業誘致に取り組むなど、創意工夫を重ねた産業の振興を図る必要があります。

＜方針＞

○農業の活性化に向けた取り組みの推進

・地域計画に基づく農業の担い手の確保・農地の利用集積のほか、農空間の保全等、農業の活性化に向けた取り組みを進めます。

○商工業の活性化に向けた取り組みの推進

・地域産業の活性化を図るとともに、新たな地域産業の創出や企業誘致、起業・創業に向けた取り組みを促進します。

・「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」による新規産業の誘致を進めます。

①　都市農業の振興を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○農業の担い手の育成、耕作放棄地への対策、新規就農者の増加・確保

・農地中間管理機構の活用による遊休農地のあっせんや、農地の貸借等の促進を図り、新規の貸借件数等を増やすことで、農業の担い手の育成と耕作放棄地対策、また、新規就農者の増加・確保に努め、地域計画の実現に取り組んでいきます。

○生産を支える基盤整備の支援

・農業施設整備に係る材料支給や農道・水路への補修事業のほか、農地・水路・農道等の地域資源を適切に保全管理するために、農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

・スマート農業や省力化技術導入により、効率的な農作業の取り組みを推進します。

○特産フルーツを活かした地域活性化

・南河内フルーツロードを軸とした沿道市町村と連携しながら特産フルーツの魅力を発信し、南河内フルーツの認知度の向上をめざします。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
遊休農地利用者数	人	64	74
農地の貸借等の面積	ha	19	26
新規スマート農業や省力化技術導入件数（累計　大阪版認定農業者支援事業活用件数）	件	4	10

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・遊休農地を活用した取り組みを検討し農業にふれあいます。

・地域の野菜等の農業特産品を積極的に消費します。

○事業者・団体

・新鮮で安心・安全な農産物の生産・供給及びその販路拡大を図るとともに、地産地消を進めます。

② 商工業の活性化を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○地元産業の育成・強化

・地域の生活利便性を高めるため、商業等の起業・創業の促進を図るとともに、商工会と連携し、既存商店等の町内事業者への支援や地域特性を活かした競争力のある商品の開発等、地元産業の育成及び強化に取り組みます。

○住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化

・商工業については、府道美原太子線・町道太子西条線沿線や太子インターチェンジ周辺等広域交通条件のよい地区等を軸として、住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図ります。

○新たな産業の誘致

・活力あるまちづくりや就労機会の拡大をめざし、地域の実情や意向を踏まえた土地利用の実現に向け、産業誘致を推進します。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
事業所数	事業所	388	400
従業員数	人	3,006	3,000

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・町内での消費に努めます。

○事業者・団体

・事業者は、外部環境の変化に応じて、新製品の開発を図るなど、店舗や製品等の魅力向上に努め、競争力強化をめざします。

・住民生活に密着した店舗づくり、地域資源を活用したものづくりに努めます。

（2）まちの魅力を活かした交流の推進

＜現状＞

○多様な観光資源

・豊かな自然と歴史ある竹内街道や聖徳太子にまつわる数多くの文化財等のほか、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」、太子温泉、太子カントリー倶楽部、上の太子観光みかん園等多様な観光資源を有しています。

○道の駅の利用者数の増加等

・主要な観光施設である道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の利用者数は、近年、増加傾向となっています。

・竹内街道交流館の利用者数は、令和３（2021）年度以降はやや減少傾向にあります。

・竹内街道歴史資料館の利用者数は、令和３（2021）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

＜課題＞

○自然資源、歴史・文化資源を活用した交流の継続

・「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」や「マルシェ de たいし」等、住民主体によるイベントの開催により、町の自然資源、歴史・文化資源を活かした魅力あるまちづくりとまちの活性化の継続を図る必要があります。

○知名度の向上への取り組み

・町を広くアピールして知名度の向上を図るとともに、多くの来訪者が周遊するための情報発信を行う必要があります。

＜方針＞

○住民との協働による観光の振興

・観光資源を再確認し、新たな魅力の創造等、住民との協働による観光の振興を図ります。

○自然資源、歴史・文化資源を活かした魅力発信

・聖徳太子御廟をはじめとする古墳群や竹内街道等の歴史・文化資源、二上山、唐川ホタル等の自然資源を活用し、その魅力発信に努めます。また、観光やまちおこしに寄与する各種民間施設と連携し、にぎわいを感じることのできるまちづくりに努めます。

① まちの魅力発信を行います

＜施策（行政が行うこと）＞

○地域が一体となったまちの活性化

・住民主体で実施されている「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」、「マルシェ de たいし」や観光ボランティアガイドの活動等、太子町観光協会との連携を通して、地域が一体となったまちの活性化を進めます。

○特産品の PR、販売強化

・町の情報発信の拠点となる道の駅において、特産品のＰＲ、販売力強化を図ります。

○南河内全体の観光 PR の充実

・より広域的な観光交流を図るため周辺市町村と連携し、南河内全体の観光 PR の充実に引き続き取り組みます。

○竹内街道の活用

・府県を越えた沿道自治体と連携し、日本遺産に認定された竹内街道とその周辺の魅力発信について、引き続き取り組みます。

○タウンプロモーション

・知名度の向上や移住の動機づけにつながるように、町の魅力を発信し、効果的なプロモーションを展開します。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
イベント（聖燈会・灯路祭り）による集客者数（町内外を含む）	万人	1.2	1.2
マルシェ de たいし出店数	店	109	120
道の駅年間売上額	億円	1.0	1.4（2.2）
道の駅年間レジ通過数	万人	7.9	14.3（22.4）
観光ボランティアガイド利用者数	人	71	100
ふるさと納税返礼品登録数（5 年間）	件	104	125

※（　）内は、道の駅機能強化後の目標値

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・様々なイベント活動への参加や特産品の開発への協力を通して、町の魅力を広くＰＲします。

○事業者・団体

・各種団体及び観光協会は、町の特色を幅広く情報発信できるように連携をより強固にして、各種事業に取り組みます。

（3）就労の支援

＜現状＞

○就職困難者等の職業安定、雇用の促進

・求人、求職をはじめとする各種就労情報の提供や職業能力開発講座を行っています。

＜課題＞

○多様化する相談等への的確な対応

・これまでも住民にわかりやすい相談体制の充実を図ってきましたが、多様化する相談等に的確に対応することが必要となっています。

○地域雇用の拡大

・少子・高齢化の進展により、労働人口の減少とともに、非正規雇用や短期間雇用等の不安定就労が社会的な問題となっています。地域経済の活力を維持していくためにも、若年層の町外流出を食い止め、定着を図ることが重要であり、企業の誘致に取り組むなど、雇用の拡大を図る必要があります。

＜方針＞

○雇用環境の整備

・近隣市町村や事業者とも連携し、地域の雇用環境の整備を進めます。

○能力開発や雇用情報の提供、相談体制の拡充

・関係機関との連携により、能力開発や雇用情報の提供及び相談体制の拡充に取り組みます。

① 就労支援の推進を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○能力開発の支援

・求職者を就労へ結びつけるために、各種講座の開催等を通じて求職者のスキルアップを図り、能力開発の支援を行います。

○就職や雇用に関して相談できる体制の充実

・就職困難者（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高齢者等の中で、働く意欲がありながら就職に結びつかない者）を対象に、町役場に設置されている「地域就労支援センター」において、就労支援コーディネーターにより、気軽に就職や雇用に関して相談できる体制の充実を図ります。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
就労促進事業等の参加者数	人	4	10
若年就業者（15～39 歳）の町内就業比率（国勢調査）	%	16.8 （令和２年）	20.0 （令和 12 年）

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・就労を実現するために、資格取得等の能力向上に努めます。

○事業者・団体

・誰もが働きやすい環境整備のため、ワーク・ライフ・バランスへの配慮や子育て支援等多様な就労形態の実現に努めます。

5 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり（生活環境・生活基盤）

（1）地域環境の保全・向上

＜現状＞

○貴重な里山の存在

・大阪府内では貴重な里山の自然が残され、身近に感じられる暮らしが息づいており、自然を保全する活動も行われています。一方で、そのような自然が失われていることも住民意識調査では指摘されています。

○ごみ排出量の減少

・これまでごみの発生抑制に継続的に取り組んでおり、その成果はごみ排出量の経年的減少となって現れています。

○公共施設の美化活動

・町が管理する道路・公園・河川等について、住民参加による定期的な清掃活動を行うアドプト・プログラムに取り組んでいます。

＜課題＞

○よりよい環境の創造に向けたまちづくり

・良好な環境の重要性を町の貴重な財産として住民が共有・認識し、次世代に引き継ぐことが私たちの責務であり、持続可能な社会を構築していく必要があります。そのためには、私たちの暮らしを見つめ直し、よりよい環境の創造に向けたまちづくりを行うことが重要です。

○環境への負荷の低減に向けた取り組み

・地域での活動が地球規模の環境問題の解決にもつながることを認識し、循環型社会の実現に向け、環境への負荷の低減に向けた取り組みを行うことが必要です。

＜方針＞

○住民との協働による環境の保全や活用

・身近にある自然の大切さを住民全体が共有し、住民との協働による環境の保全や活用の取り組みを進めます。

○ごみの減量やリサイクルについての啓発

・環境問題への関心を高める取り組みとして、ごみの減量やリサイクルについての啓発を進めます。

○地球温暖化対策の推進

・令和４（2022）年度に策定した「太子町脱炭素ロードマップ」に基づき、温室効果ガス排出量削減目標の達成をめざし、住民・事業者の更なる省エネ行動の定着に向けて情報提供や普及啓発活動に取り組みます。

○美しいまちづくりに向けた取り組みの強化

・町が管理する道路・公園・河川等について、美しいまちを維持するため、住民参加による美化活動の取り組みを持続的に推進します。

①　協働により環境の保全を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○住民との協働による良好な環境づくり

・二上山、金剛生駒紀泉国定公園等では、森林や緑化空間の自然環境の保全をめざし、森林浴や散策等緑の自然を体感しながら清掃を行う「山の日 山地美化キャンペーン」等を実施し、住民との協働による良好な環境づくりを進めます。

・道路・公園・河川の安全性や快適さの向上を図るため、「太子町アドプト活動プログラム」の周知・啓発を行い、住民との協働による公共施設の美化活動を推進します。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
山の日 山地美化キャンペーン参加者数	人	172	180
太子町アドプト活動プログラム参加団体数	団体	4	6

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・身近な自然環境に親しむとともに、自然環境保全活動に参加します。

・快適で美しいまちづくりを実現するために、道路・公園・河川等の美化活動に参加します。

○事業者・団体

・地域活動に組織として参加します。

② 資源循環型社会の実現を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○ごみの発生抑制と再資源化

・今後も大量生産・大量消費生活に対する反省と環境への負荷の少ない生活への見直しを図るため、ごみの発生抑制とともに、再資源化に取り組みます。

○電気自動車の普及促進、エコドライブの推進等による脱炭素化の推進

・町内の各家庭及び事業所での電気自動車の普及促進や、エコドライブ推進等のための啓発を行います。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
ごみ排出量	t	3,238	2,800
廃油回収量	L	令和７年から事業開始	120

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・収集日程に合わせて適正にごみを排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出のないよう組織的に取り組みます。

・資源ごみの分別に取り組み、資源の循環向上に努めます。

・自動車利用から、バスや自転車等の利用を心がけます。

・省エネ行動に取り組みます。

○事業者・団体

・店舗・事業所の責任を認識し、ごみを適正に処理します。

・省エネ行動に取り組みます。

（2）まちの安全性・快適性の向上

＜現状＞

○災害への対応

・近年、自然災害の頻発化・激甚化が見られ、避難所の生活環境改善、災害発生時での相互応援体制の整備、災害協定の締結、住民の防災意識の向上、自主防災組織の結成促進等に努めています。

○景観の向上と住環境の整備

・地区計画等の各種制度を活用し、景観の向上と住環境の整備に努めています。

○地域公共交通の再編

・令和５（2023）年 12 月、基幹的な地域公共交通を担ってきた路線バスの事業廃止に伴い、地域公共交通の再編を行いました。

○転入の減少、転出の増加

・人口減少の要因の一つに、転入の減少、転出の増加があげられます。

○下水道施設の老朽化への対応

・下水道管路施設及びマンホールポンプ施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を順次進めています。

＜課題＞

○災害対策体制の整備

・大規模災害への対応として、更なる備蓄品の整備や組織体制のあり方の見直しを行い、消防団の活動を充実化するなど、今後も安全で安心できるまちづくりが必要です。

○生活基盤の確保、住環境の整備

・人口減少の動向を踏まえながら、地域の活性化につながる土地利用を進め、安全で安心できる生活基盤の確保や快適な住環境の整備を進める必要があります。

○地域に合った公共交通体制の構築

・今後も将来にわたり持続可能な地域公共交通をめざし、行政、住民、交通事業者等関係者との協働で、地域に合った公共交通体制を構築していく必要があります。

○誰もが住みたい、住み続けたいと思うまちづくり

・移住・定住の促進を図り、誰もが住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを進める必要があります。

○下水道事業経営基盤の強化

・人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要や物価上昇の影響による維持管理費の増大が見込まれます。

＜方針＞

○更なる防災力の強化

・「自助」「共助」「公助」の連携による防犯・防災の取り組みを進めるとともに、大阪南消防組合及び太子町消防団との連携による更なる防災力の強化を図り、安心・安全を確保します。また、災害の発生に備え、備蓄品の整備や組織体制の確立を図ります。

○快適な生活環境の向上

・快適な生活環境の向上を図るため、景観の向上や公共下水道の整備、生活基盤となる道路交通体系の充実を図ります。

○持続可能な公共交通の推進

・誰もが自由に移動でき、日常の暮らしを支える地域公共交通をめざし、持続性向上に向けた取り組みを進めます。

○移住・定住施策の展開

・子育て、教育、福祉、雇用等の分野と連携し、良好な住環境、生活環境を整備するとともに、具体的な移住・定住施策を展開します。

○下水道事業の持続的かつ安定的なサービス提供

・下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに、経費回収率向上の取り組みを行うこと等により経営の健全化を図っていきます。

① 安心・安全を確保します

＜施策（行政が行うこと）＞

○公共施設の適正な維持管理と耐震化、民間建築物の耐震化促進

・公共施設のあり方を検討するとともに、施設の更新時期を見据え、適正な維持管理に努めます。

・民間の建築物についても、耐震診断等への補助を通じて、耐震化促進に取り組みます。

○防災組織体制の確立

・自主防災組織等とも連携し、防災資機材の整備と減災への取り組みを進めます。

・大阪南消防組合の活動を軸に、火災や救急等の消防体制の一層の強化を進めます。

・防災力向上に努め、災害の発生に備え、常備消防や消防団との連携を強化します。

・避難所における生活環境改善の観点から備蓄品の計画的な整備を進めます。

・災害対応業務を含め組織体制の確立に努めます。

・避難行動要支援者の個別避難計画の策定等を進めます。

○防犯面の対策や交通事故防止対策の推進

・防犯灯や防犯カメラの設置・更新等により防犯面の対策をさらに進めます。

・交通事故をなくす運動、警察による取り締まりや交通安全教育の推進等により、交通事故防止対策を進めます。

○歩行者の安全対策の推進

・交通量が多い路線や通学路指定された幹線道路については、大阪府の協力のもと、歩道設置等歩行者の安全対策を進めます。

○特殊詐欺対策の推進

・高齢者を中心に特殊詐欺による被害が拡大しており、特殊詐欺に関する対策を進めます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
耐震補助のべ件数	件	59	92
住民参加型の防災訓練実施回数	回	4	4
自主防災組織数	団体	47	47
防災協定締結数（累計）	件	35	42
犯罪発生件数	件	56	45
交通事故発生件数	件	24	24
火災発生件数	件	4	3
救急出場件数	件	798	795
防犯カメラ更新台数（累計）	台	87	90
カーブミラー更新箇所（累計）	箇所	20	140
詐欺被害件数	件	5	5

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・町と連携し、防犯委員会の活動、防犯パトロールや自主防災組織等に参加し、自分たちの安全は自分たちで守ることに努めます。

・自動車・自転車の運転時や歩行時等、交通ルールを守り交通マナーの向上に努めます。

○事業者・団体

・事業者や団体は組織の安全の確保に努めるとともに、地域の防災・防犯活動にも協力します。

② 景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○快適な住環境整備の推進

・地区計画等の各種制度を活用し、住民との協働により、歴史・文化資源等を活かしながら景観まちづくりを進めるとともに、快適な住環境整備の推進に努めます。

○適正な空家管理

・「太子町空家等対策計画」に基づき空家の増加を防ぐなど、適正な空家管理を行います。

○効率的で持続可能な下水道事業の運営

・管渠等の整備や維持管理に努めます。

・中長期的な視点をもって、個別処理が効果的な区域については合併処理浄化槽を導入するなど、効率的で持続可能な事業の運営を行います。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
景観計画・地区計画区域数	地区	6	8
空家確知率	%	100.0	100.0
空家バンク関連補助金利用件数（累計）	件	6	42
下水道事業経費回収率	%	81.9	85.8

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・建築物を建築する場合には、周囲の景観に調和した建物となるよう配慮します。

○事業者・団体

・大規模な開発を行う場合には、周辺環境への配慮に努め、町や関係機関との協議・調整を行います。

③　道路・交通体系の充実を図ります

＜施策（行政が行うこと）＞

○生活道路の適正な維持管理と新たな整備

・生活道路について、点検や修繕等を行い、適正な維持管理に努めます。

・新たな土地利用計画に伴う地区の骨格となる道路整備を行います。

○公共交通の利便性・効率性の向上

・誰もが自由に移動できる手段として、将来にわたり公共交通のサービスを提供し続けるため、先進技術の活用等も研究し、利便性向上と更なる利用促進を図ります。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
町道改良率	％	99.6	100.0
たいしのってこバスの利用者数	人/日	180	210
たいしのってこバスの交通系 IC カードの利用率	％	0	30

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・地域公共交通を利用します。

・生活道路の日常清掃等、快適な道路環境づくりに協力します。

○事業者・団体

・生活道路の日常清掃等、快適な道路環境づくりに協力します。

④　移住・定住を促進します

＜施策（行政が行うこと）＞

○関係人口・交流人口の創出

・町外在住者が、多様なかたちで町とつながる機会を創出し、継続的なつながりを持ち続ける関係人口・交流人口を増やす取り組みを検討します。

○移住・定住促進施策の実施

・町の魅力を発信し、若年層の移住や定住を促進するため、様々な支援による移住・定住促進に向けた取り組みを進めます。

○住環境の確保

・町での暮らしを希望する人向けに、空家バンクと連携するなど、住環境の確保に取り組みます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
結婚新生活支援事業の採択者数	件	0	5
三世代同居・近居支援事業補助金の採択者数	件	11	20
空家バンク登録数	件	2	17
転入者数（５か年の合計値）	人	1,965 （令和２年度～令和６年度）	2,100 （令和７年度～令和 11 年度）

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・空家等があれば、空家バンクに登録します。

・自然や歴史・文化等、町の良いところを、次世代に伝えていきます。

○事業者・団体

・地域の人材を積極的に雇用します。

・テレワークやワーケーション、デュアルライフ（２拠点居住）等、働き方やワーク・ライフ・バランスの多様化を検討します。

6 持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営）

（1）効果的・効率的な行政経営

＜現状＞

○持続可能な行財政運営の取り組み

・長年にわたり、限りある財源と人員を効果的に活用する「選択と集中」の考え方に基づき、重点政策への資源の集中に取り組んできました。

○町を取り巻く環境の変化

・少子・高齢化を背景とした社会保障費の増加や、生産年齢人口減少、景気の低迷による税収の減少等、町を取り巻く環境は急速に変化しています。

＜課題＞

○健全な財政運営に向けての取り組み

・税収の減少による自主財源比率の低下や、経常収支比率の高止まり等、財政環境は楽観視できない状況にあります。今後も業務の効率化、公共施設等の計画的な維持管理や、安定した財政基盤の確立等、健全な財政運営に向けての取り組みが必要です。

○行政区域を超えた圏域全体で取り組むべき課題の増加

・行政需要はますます多様化・複雑化しており、町単独で取り組むことが困難となる課題が増加しています。また、行政区域を超えた圏域全体で取り組むべき課題も増加していくことが予測されます。

○効果的な情報発信と、住民ニーズに対応した効果的・効率的な行政サービスの提供

・住民のニーズの変化に対応し、ホームページや SNS を活用した、効果的な情報発信についても充実を図る必要があります。また、限られた職員数で、多様な住民のニーズに対応するためには、DX や広域連携等により、行政サービスの質の向上と効率化が必要です。

＜方針＞

○健全な財政運営の推進

・安定した財政基盤の確立と、健全な財政運営に向けての取り組みを継続します。

○適正な公共施設の配置と管理運営の推進

・施設の適正配置や維持管理方法を検討し、施設維持に係る財政負担の軽減と、管理運営の効率化を図ります。

○情報発信の強化

・行政情報をわかりやすく、また、住民が必要とする情報を素早く簡単に入手できる環境整備に努めます。

○広域的な行政サービスの向上

・将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、人材、財源、施設等の限られた資源を地域として効果的かつ効率的に活用する観点から、周辺自治体との連携を強化し、広域的な行政サービスの向上を図ります。

○デジタル技術の活用の推進

・効果的かつ効率的な行政サービスの提供を図るため、積極的にデジタル技術の活用を推進します。

①　健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○「選択と集中」による効果的な事業投資

・事務事業評価における事業の効果検証を今後も継続し、住民サービスの維持・向上に努めながら、行政課題の解決に向け、引き続き「選択と集中」による効果的な事業投資を行うことで、健全な財政運営を図ります。

○自主財源の確保と特定財源の活用

・新たな産業の誘致による税収の増加や、ふるさと納税の寄付額増加等、自主財源の確保に取り組みます。

・事業実施においては、特定目的基金の効果的な活用を図るとともに、国費や地方債等の有効な財源を得るなど、財源意識を持った事業展開を基本とすることで、限られた財源で継続して質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

○公共施設の管理・運営の最適化

・公共施設の老朽化や、住民ニーズの多様化に対応するため、施設の長寿命化や集約化等、再編も含めた公共施設の管理運営方針を検討し、限られた資源の中で住民生活に必要な行政サービスを提供できるよう、適切なマネジメントにより公共施設の管理運営の最適化を図ります。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
経常収支比率	％	94.0	90.0 以下
実質公債費比率	％	4.2	10.0 以下

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民、事業者・団体

・町の財政状況及び行財政運営の取り組みを把握し理解します。

② 広域連携と公民連携による効率的な行政運営を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○近隣市町村との連携と柔軟な体制づくり

・人口減少等に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、今後更なる発展・成長をめざすため、将来のあり方等について幅広い検討・議論を深めます。

・近隣市町村と広域的な視点で連携し、専門性の確保や事務の共通・共同化による住民サービスの向上に努めるとともに、直面する課題の解決に向け、地域の実情や対応すべき課題に応じた柔軟な体制づくりに努めます。

○民間事業者等との連携の推進

・町が抱える地域課題の解決をはじめ、行政サービスの充実、地域活性化、行政コストの抑制等、持続可能なまちづくり体制の構築のため、民間事業者等が持つ技術・ノウハウを活用し、連携した取り組みを進めます。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
包括連携協定締結件数 （５年間累計）	件	14	20

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民、事業者・団体

・広域行政サービスに対する理解を深めます。

③　デジタル技術の活用を進めます

＜施策（行政が行うこと）＞

○利便性の高い行政サービスの提供

・住民の多様なニーズに対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、利便性や満足度の向上につながるサービスの提供をめざし、行政サービスのデジタル化に取り組みます。

・手続きのオンライン化を進め、デジタル技術の活用を前提とした業務プロセスの見直しを併せて検討するとともに、誰もが使いやすい手続き方法となるよう、利用者目線に立った行政サービスの構築に取り組みます。

○行政事務の効率化

・業務改善につながるデジタル技術の導入を検討し、持続可能な形で行政サービスを提供できるよう業務の効率化や省力化に取り組みます。

・業務の効率化により、政策立案や、住民サービスの向上のための業務に人的資源を集中させるなど、限られた職員数で最大の効果を生み出す体制づくりを推進します。

○人材力の強化と継続的なスキル向上

・デジタル施策の実行力を高めるため、庁内におけるデジタル人材の確保・育成に努めるとともに、必要に応じて外部専門人材の活用を図ります。

・業務におけるデジタル先端技術の活用や、情報セキュリティに関する職員研修を実施し、職員のデジタルスキルの向上に努めます。

○デジタルツールを活用した事業者・団体との連携強化

・各種デジタルツールを活用し、事業者や各種団体との手続きや情報伝達の迅速化・効率化を進め、円滑なコミュニケーションと連携の強化に努めます。

○行政情報の効果的な発信を推進

・住民が、必要とする情報を素早く簡単に入手できるよう、デジタルツール等多様な手段による効果的な情報発信を行います。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
デジタル技術を活用した取り組み満足度（住民アンケート調査満足＋やや満足）	%	11.4	20.0
施設予約システムのオンライン化率	%	0	90
DX 人材の育成 （DX 推進委員の確保）	人	10	50
DX 関連職員研修会参加者数	人	89	100
町公式 LINE の友だち登録率（人口比）	%	16	40

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・行政手続きや、行政情報の入手にデジタルツールを活用します。

・デジタル活用支援事業に参加し、デジタルリテラシーの向上に努めます。

○事業者・団体

・町との会議や連絡調整、手続き等の実施手段として、デジタルツールを活用します。

（2）人材確保・育成の強化

＜現状＞

○安定的な人材確保

・近隣町村との職員採用試験を共同化し、応募者増加を図り、安定的な人材確保に努めています。

○職員の育成

・「太子町人材育成基本方針」に基づき、専門性と住民対応力を兼ね備えた、職員の育成を推進しています。

＜課題＞

○より質の高い行政サービス提供に向けた人材育成及び確保

・地方分権の進展に伴い町の権限と責任が増大し、住民ニーズが多様化・複雑化・高度化する中、変化する諸課題に対応するとともに、より質の高い行政サービスを提供する創造性、専門性等が求められています。

○職員能力の組織的な育成

・限られた人材で効率的かつ効果的な行政経営を実現するには、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが必要です。

○メンタルヘルス対策

・業務の複雑化・高度化等によるストレスの増大に伴い、職員に対するメンタルヘルス対策も必要となっています。

＜方針＞

○職員の意識改革

・多種多様な業務に適切に対応していくため、職員が自らの資質向上に取り組むよう、職場風土の改革をはじめ職員一人ひとりの意識改革を図ります。

○質の高い職員の育成

・社会や職場環境の急激な変化にしなやかに対応し、住民が満足できる行政サービスを提供できる職員を育成します。また、近隣市町村とも連携しながら、安定的な人材の確保をめざします。

①　より質の高い行政サービスを提供できる職員を確保し育成します

＜施策（行政が行うこと）＞

○職員の能力開発

・「太子町人材育成基本方針」に基づき求められる職員像を踏まえ、計画的な研修を実施し、効率的かつ効果的な行政経営に対応できる職員の能力開発を図ります。

○適正な組織づくり

・適正な組織づくりと職員の適材適所の人事配置を行います。

＜「施策」に対する評価指標と目標＞

評価指標	単位	令和６（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
研修の実施回数	回	55	70
研修への参加者数	人	496	600

＜行政とともに住民、事業者・団体が行うこと＞

○住民

・町との協働において、住民が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。

○事業者・団体

・町との協働において、事業者や団体が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。